

佐賀県公示（会第4110号）

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号の規定により、かいを次のように指定し、平成28年4月1日から施行する。

なお、佐賀県財務規則に基づくかいの指定（平成20年4月1日佐賀県公示会第010031号）は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県財務規則に基づくかいの指定

所管部等	<u>かい</u> 名
政策部	消防学校
総務部	首都圏事務所、自治修習所、県税事務所
地域交流部	佐賀空港事務所、博物館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館
県民環境部	図書館、環境センター
健康福祉部	保健福祉事務所、総合福祉センター、療育支援センター、九千部学園、虹の松原学園、総合看護学院、精神保健福祉センター、食肉衛生検査所
産業労働部	関西・中京事務所、有田窯業大学校、窯業技術センター、工業技術センター、産業技術学院
農林水産部	農林事務所、上場営農センター、農業試験研究センター、果樹試験場、茶業試験場、畜産試験場、家畜保健衛生所、水産振興センター、林業試験場
県土整備部	土木事務所、ダム管理事務所、有明海沿岸道路整備事務所
教育委員会	県立学校、教育事務所、教育センター
警察本部	警察署